

旅行業約款の個別認可の申請について

(PEX 等運賃を利用した募集型企画旅行の取消料)

1 PEX 等運賃を利用した募集型企画旅行の取消料についての旅行業約款の認可について

標準旅行業約款では、旅行者が募集型企画旅行契約を旅行者の自己都合により解除した場合の取消料について、同約款募集型企画旅行契約の部 第16条第1項及び別表第一取消料表により、旅行者が同取消料表で定める期日以降に解除した場合に旅行業者は取消料を収受できるとされています。

これに関し、県では、航空会社が自社のウェブサイト等で広く一般消費者向けに販売している PEX 等の航空運賃（航空会社の正規割引運賃や格安航空会社（LCC）が販売する運賃）を利用した募集型企画旅行については、標準旅行業約款の取消料表で定める期日以前に旅行者が同契約を解除した場合であっても、航空会社の定める取消手数料・違約料、払戻手数料等の契約解除に要する費用（航空券取消料等）に関し、その合計額の範囲内で、旅行業者が旅行者から収受することを可能とする旅行業約款の申請があった場合、一定の要件のもと、認可することとしました。

2 旅行業約款変更認可の申請について【旅行業法第12条の2第1項】

旅行業約款を変更しようとするときは、その旨を申請して登録行政庁の認可を受けなければなりません。

この申請は、申請書に必要書類を添付して千葉県知事（県担当課）に提出することで行います。（郵送可）

なお、変更内容を理解されているか確認させていただきますので、別添「旅行業約款の個別認可の申請について（PEX 等運賃を利用した募集型企画旅行の取消料）」をよくお読みください。

3 申請において使用する様式等について

電話等で確認させていただくことがありますので、提出書類の控えを手元に用意しておいてください。

- (1) 旅行業約款変更認可申請書
- (2) 認可を希望する旅行業約款（案）（別紙1）
- (3) 標準旅行業約款との対照表（別紙2）
- (4) 宣誓書（別紙3）

旅行業約款の個別認可の申請について

(PEX 等運賃を利用した募集型企画旅行の取消料)

PEX 等運賃を利用した募集型企画旅行について、航空会社が定める航空券取消料等を設定し、旅行業約款を変更した場合、以下のように取り扱うものとします。

1 航空会社が定める航空券取消料等を設定する場合について

- (1) 認可約款を適用させる募集型企画旅行契約について、航空会社が自らのウェブサイト等で一般消費者向け広く販売している航空運賃を利用したツアーであること。
 - ・対象となるものの例： 「先得割引」、「旅割」、「セーバー」などと称する航空会社が定める正規割引運賃及び格安航空会社（LCC）の航空運賃
 - ・対象とならないものの例： 「IT運賃」、「GT運賃」等の旅行者と航空会社との間の契約において設定される運賃
- (2) 国内旅行で貸切船舶を利用するものは対象外であること（現旅行業約款の規定を適用させることとなる）。

2 航空券取消料等を徴収する場合について

- (1) 旅行者が行き取り消した日（旅行契約の解除の日）と旅行業者が航空券をキャンセルした日（運送契約を解除した日）が異なる場合の取扱い

旅行業者が旅行者から收受する航空券取消料等の額は、旅行業者が旅行者から取消を受けた日に適用される航空券取消料の額（約款では「旅行契約解除時の航空券取消料等」と定義されています。）であり、旅行者から取消を受けた日と旅行業者が実際に航空会社との間で取消手続を行った日とが異なった場合であって、旅行業者が航空会社に実際に支払った航空券取消料等が「旅行契約解除時の航空券取消料等」の額を超えた場合でも、旅行業者はその差額を旅行者に請求することはできない。

- (2) 航空券の発券前に旅行者が行き取り消した場合の取扱い

国内旅行の旅行開始21日前、海外旅行の旅行開始の31日前（ピーク時41日前まで）までに旅行者から申し込みを受け、航空座席を予約した場合であっても、航空券の発券前に旅行契約を解除された場合など航空券取消料等は発生しないときは、旅行者から旅行の取消料は收受できない。

- (3) 航空会社が航空券取消料等の額を減額・免除した場合

航空会社が何らかの理由で航空券取消料等を減額又は免除した場合は、次により取扱う。

- (ア) 国内旅行の旅行開始21日前、海外旅行の旅行開始の31日前（ピーク時41日前まで）までに旅行契約が解除された場合
航空会社が減額・免除した後の航空券取消料等の額をその募集型企画旅行の取

消料とする。

(イ) 国内旅行の旅行開始20日、海外旅行の旅行開始の30日（ピーク時40日）以降に旅行契約が解除された場合

航空会社が減額・免除した後の航空券取消料等の額と、取消時期に応じた取消料表の%による額を比較し、高いほうの額をその募集型企画旅行の取消料とします。

3 旅行者から、発券した航空券にかかる照会があった場合の取扱いについて

契約を解除しようとする旅行者又は契約を解除した旅行者から、発券・解除した航空券、運賃種別について照会があった場合には、発券箇所から、航空券の「eチケットお客様控」の写しを送付してもらうなどして、これを旅行者に提示したうえで、運賃種別について説明するか、必要に応じて旅行者からeチケットお客様控の記載内容について航空会社に直接問い合わせるよう案内すること

